日調連発第３２３号
令和８年３月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂について（通知）

本年 2 月 25 日、26 日に開催しました令和 7 年度第 5 回理事会において、標記要領が別添のとおり一部改訂されましたので通知します。

なお、改訂後の同要領は、解説や参照についても修正されておりますので、下記の URL からダウンロードをお願いします。

また、貴会所属の会員に周知されますようお願いします。

記

○　土地家屋調査士業務取扱要領及び土地家屋調査士業務取扱要領別紙類の公開場所
当連合会ウェブサイト＞会員の広場＞業務部ページ＞土地家屋調査士業務取扱要領
https://www.chosashi.or.jp/members/gyomu/gyotori/

※　会員の広場への入場には、ID が必要です。ID を取得していない会員は、「会員の広場入口」ページから新規ユーザー登録が必要となります。

別添

土地家屋調査士業務取扱要領の一部改訂（新旧対照表）

令和 8 年 2 月 26 日改訂

改訂後	改訂前
（目的） 第 1 条　この要領は、職務倫理規程第 46 条に基づき、業務取扱について具体的な手順を定めるものであり、調査士が行う業務の統一を図り、もって不動産の表示に関する登記等の業務の適正を期することを目的とする。	（目的） 第 1 条　この要領は、調査士が行う業務の統一を図り、もって不動産の表示に関する登記等の業務の適正を期することを目的とする。
（業務の取扱い） 第 2 条　調査士は、業務を行うに当たっては、法令、判例、先例、準則、その他の通達、職務倫理規程及び会則等のほか、この要領を遵守するよう努めなければならない。	（業務の取扱い） 第 2 条　調査士は、業務を行うに当たっては、法令、判例、先例、準則、その他の通達、職務規程及び会則等のほか、この要領を遵守するよう努めなければならない。
第 3 条～第 108 条　（略）	第 3 条～第 108 条　（同左）